

M&A/買収及び投資/プライベートエクイティ/ベンチャーキャピタル

Key Contacts



Warren T.

Lazarow

Silicon Valley

D: +1-650-473-2637



Tobias L. Knapp

New York

D: +1-212-408-2440



Andrew Weiler

London

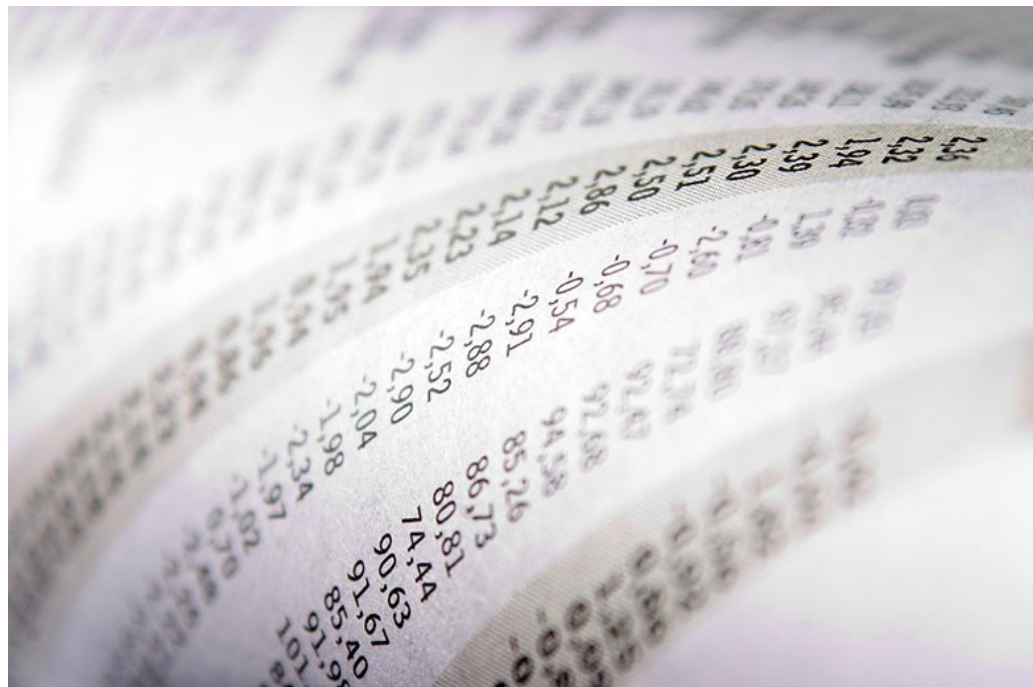
D: +44-20-7558-4815



Nima Amini

Hong Kong

D: +852-3512-2337



Overview

日本企業による海外企業の大型買収案件も、今や珍しいことではなくなってきました。製品・サービスが国の枠を超えて提供されている今日、日本企業も、国内のマーケットのみならず、海外のマーケットも視野に入れた活動を行うことを余儀なくされています。また、成長するアジア諸国の企業による日本企業の買収も増加する傾向が見られます。

M&Aに関わる法律分野は、多岐にわたります。会社法、買収のための契約やデューデリジエンス(買収監査)といった取引に直接必要なものの他に、税法、金融商品取引法、不動産関連法、労働法、倒産法、独占禁止法や、各種の業法、そして訴訟

Accolades

"With its national coverage and depth of expertise, the firm's bet-the-company labor and employment litigation practice is very well known."

Legal 500 US

の知識や経験も必要になります。また経済のグローバル化に伴い、海外の子会社や合弁会社も買収の対象となることが普通になってきています。加えて、日本企業が海外に進出する際には、まったく異なる法制度のもとで買収監査を行い、取引を実行しなくてはなりません。相手方企業が国際的な企業であれば、ひとつの案件で5カ国あるいは10カ国以上の国の法律が問題となることは決して珍しくありません。当事務所は東京のほか、米国、欧州、中国、シンガポールのO'Melveny & Myers LLPの13カ所のオフィスと緊密に連携をとり、グローバルなサービスを提供いたします。

国際性を活かす

当事務所は特に国際的なM&Aやジョイントベンチャーの組成に強みを持っています。当事者の中に国境が存在する場合、取引においても単に言葉の壁があるだけでなく、お互いの法制や習慣、文化の違いを乗り越えなければなりません。当事務所は日本の弁護士と外国法の弁護士が一つのオフィスで働いておりますので、こうした壁やギャップを克服するお手伝いをすることができます。さらにさまざまな国の法律を熟知した弁護士が一つのオフィスに常駐していることにより、日本企業が外国企業を買収する案件も、また外国企業が日本企業を買収する案件も、同時に扱うことが可能となります。

また一見すると国内の法律のみが問題となりそうなM&Aにも諸外国の法律が絡むことも少なくありません。たとえば米国の証券関連の規制や独禁法、エクソン・フロリオ等の対米直接投資規制、また中国や欧州の独禁法の規制が思いがけず適用されることもあります。特にO'Melveny & Myers LLPのワシントンDCオフィスやブリュッセルオフィスは、これらの法的規制に高い専門性を有しています。当事務所はこれらのオフィスやその他米国、欧州、中国、シンガポールのオフィスと内線電話で結ばれていますので、そんな場合にも迅速に連絡を取り合いながら最良の選択肢を探ることができます。

法的テクニックの共同研究開発

例えば敵対的企業買収に対する防衛の問題は、2004年頃は日本では非常に新しい問題でしたが、米国では以前から存在し、敵対的買収に対する防衛策がいろいろと考案されてきました。通常はそうした米国の技術を本で勉強して、日本で適用できないか考えるわけですが、当事務所では実際に米国で経験した者と共同で、日本に合った防衛策を考案します。本には書かれていないことが実は重要なのは、他の分野と同じです。

M&Aの諸形態

一口にM&Aと言っても、さまざまな種類があり、それぞれ違った知識や経験を必要とします。当事務所では次のようなM&Aの諸形態を扱っております。

上場会社の買収

上場会社を買収する場合、公開買付規制やインサイダー取引規制等の証券取引関係の法制に特に注意する必要があります。大きな企業や海外展開している企業が多いので、日本だけではなく海外の独占禁止法や証券法の精査が必要になる場合もあ

ります。

非上場会社の買収

非上場会社の場合、上場会社よりも証券取引関係の規制が緩いので、自由度が高くなり、時に業務提携なども絡んだ複雑な契約になることがあります。株主に親族や従業員が含まれる場合も多いので、こうした人間関係の調整が必要になる場合もあります。

プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティとは、投資家から資金を募ったファンドが、主として非上場会社に投資したり買収したりした後、収益性を改善するなど対象企業の企業価値を上げて、その後を上場させたり第三者に売却したりして収益をあげるモデルです。当事務所でも、主として外国のプライベート・エクイティ・ファンドが日本の会社に投資する案件において、実績をあげています。

ベンチャー・キャピタル

創業から期間の浅いベンチャー企業に対する投資を専門とする投資会社をベンチャーキャピタルと言います。当事務所では、国内外のベンチャーキャピタルが日本だけでなく米国、欧州やアジアで、ハイテク、バイオ、インターネット等多数のベンチャー企業に投資する案件を扱っています。ベンチャーキャピタルの本場であるシリコン・バレーと東京を結び、米国での知識や経験、テクニックと日本の法律やビジネス環境を融合させるところに当事務所の特徴があり、米国弁護士も日本の弁護士も日英2カ国語で業務を行っています。当事務所は、日本ベンチャーキャピタル協会の賛助会員でもあります。

Clients

- Alibaba
- Apollo Global Management
- Avenue Capital
- CA Technologies
- DealerTrack Technologies
- GIC
- Goldman Sachs
- Honeywell International
- MHR Fund Management
- Microsemi Corporation
- Steel River Infrastructure Partners
- Warner Bros.

Related Industries

- 金融
- 消費者向け製品
- エネルギー関連
- エンターテインメント&メディア

- ヘルスケア
- ライフサイエンス
- ホテル&レジャー産業
- 製造業
- 不動産&建築
- スポーツ関連
- 科学技術関連
- 運輸

Related Practices

- 独占禁止法
- 企業取引・会社法務
- メディア・エンターテインメント/知的財産権
- 税法